

景観形成重点地区（雀宮駅周辺地区）景観計画 ～概要版～

雀宮駅周辺地区は、宇都宮市南部の拠点として駅舎や東西駅前広場、文教施設の整備など、新たなまちづくりが行われた地域である。

これら新たに創出された景観を保全活用し、拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を目指すため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」として指定するものである。

1 景観形成重点地区の目標及び方針

【景観形成の目標】

南部地域の拠点として 安らぎと賑わいが調和した景観の形成

【景観形成の方針】

■ 共通方針

南部地域の玄関口にふさわしい良好な駅前景観の形成

■ ゾーン別方針

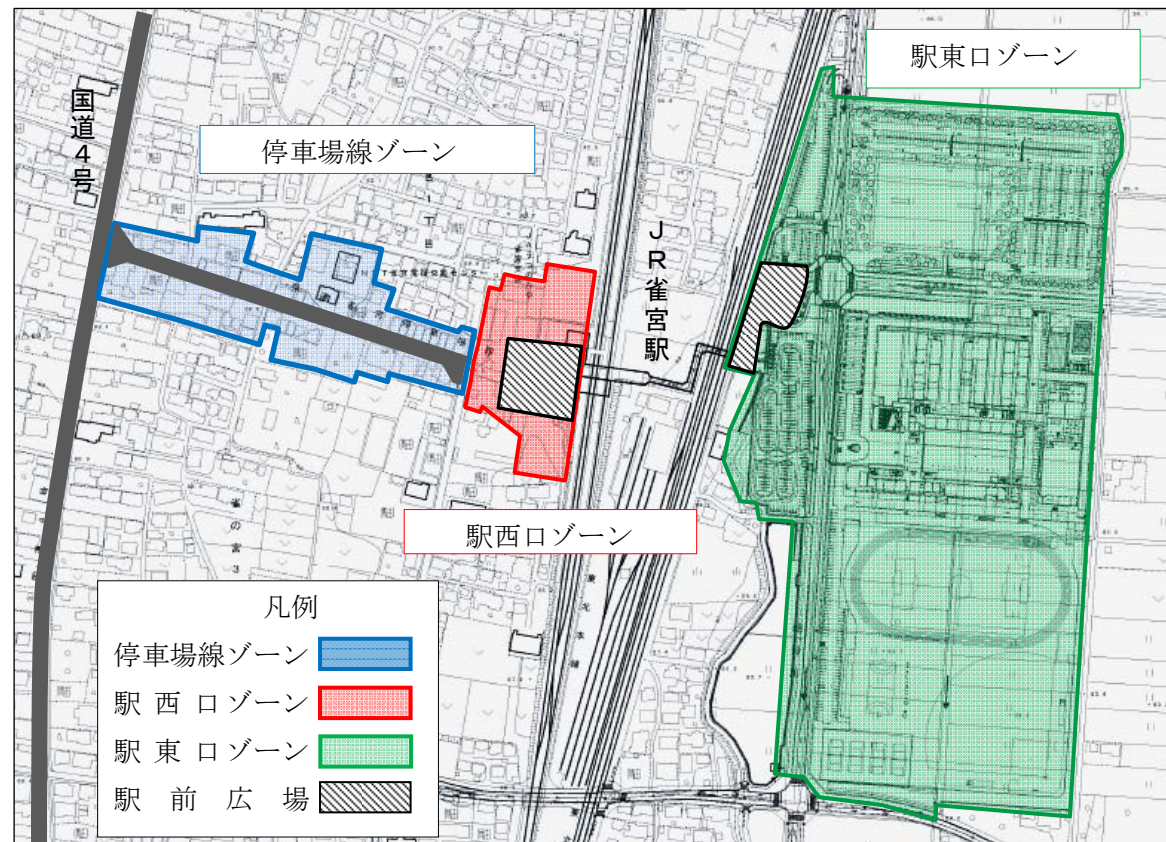
停車場線ゾーン … 多様な交流を促すゆとりと賑わいのある軸の形成

駅西ロゾーン … 多様な交流を促すゆとりと潤いある駅前空間の形成

駅東ロゾーン … 文教施設と田園風景が調和した景観の保全

2 景観形成重点地区の区域

雀宮町、雀の宮1丁目、雀の宮3丁目の各一部であって、下図に示す地区（約18ha）



3 良好な景観のための行為の制限

(1) 届出対象行為

種別	届出対象
建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更の範囲が建築物，工作物の全体の1/2（50%）を超えるもの
都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

【経過措置】

景観形成重点地区指定の時点で、既に建設されている建築物・工作物については、次の更新時（建築物・工作物の建替え・修繕、色の塗替えなど）に届出対象となり、景観形成基準が適用される。許可を受けて掲出されている屋外広告物については、地区指定日から3年間は引き続き表示しておくことができる。

(2) 建築物及び工作物に関する行為の制限

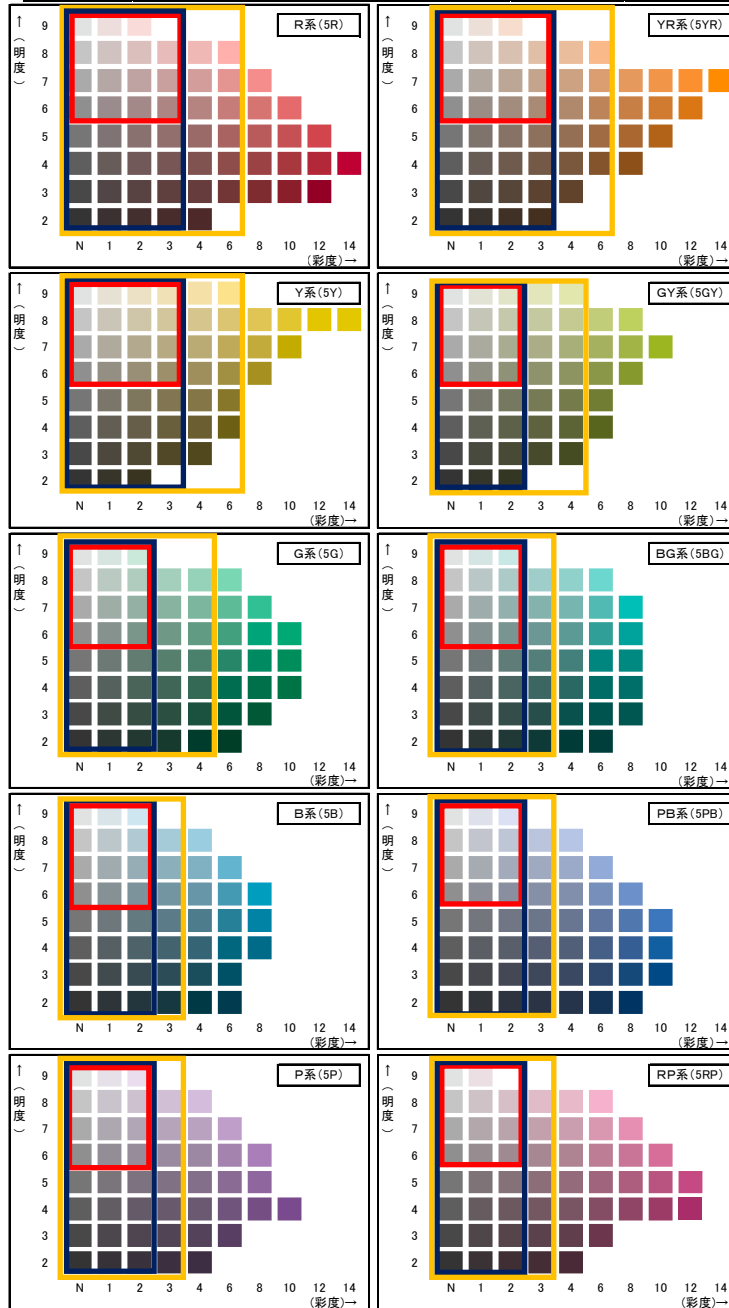
項目	景観形成基準		
	停車場線ゾーン	駅西ロゾーン	駅東ロゾーン
建築物の形態意匠	色彩	○ 建築物の屋根・外壁の基調色は、日本工業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により、別表1のとおりとする。 ただし、自然素材を着色せずに使用する場合は、この限りではない。	○ 建築物の屋根・外壁の基調色は、マンセル値により、別表2のとおりとする。 ただし、自然素材を着色せずに使用する場合は、アクセントカラーとして外壁の1/20（5%）の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りではない。
		その他	○ 建築物の一部に大谷石を使用するよう努める。
建築物・工作物	形態	○ 店舗やサービス施設等は、開放的な造りとし、敷地内の店先などにベンチ等を設置するなど、快適な空間の創出に努める。	○ 建築物は、開放的な造りや道路境界からの後退などにより、ゆとりある空間を創出し、田園風景との調和に努める。
	設備機器	○ 室外機等の設備機器は、道路からの見え方に配慮し、直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子などで目隠し修景を施す。	
	照明	○ 店舗やサービス施設、広場（オープンスペース）は、ライトアップ等を行うなど、夜間景観に配慮するよう努める。	○ 照明を設置する場合は、やわらかい光源とする。
	その他	○ 窓ガラスの内側に広告物を貼り付ける場合は、必要最小限とし、意匠や色彩に配慮する。また、複数の窓ガラスを連続して使用することで意味を成す広告物は、掲出しない。	
緑化	○ 敷地内の道路に面する部分には植栽等を積極的に行うなど、潤いを与える演出に努める。		
その他	○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。		

※ 基調色（外壁）の無彩色については、明度6以上とする。

※ 準基調色（外壁）とは、外壁の1/4（25%）以下の範囲で使用される色彩とする。

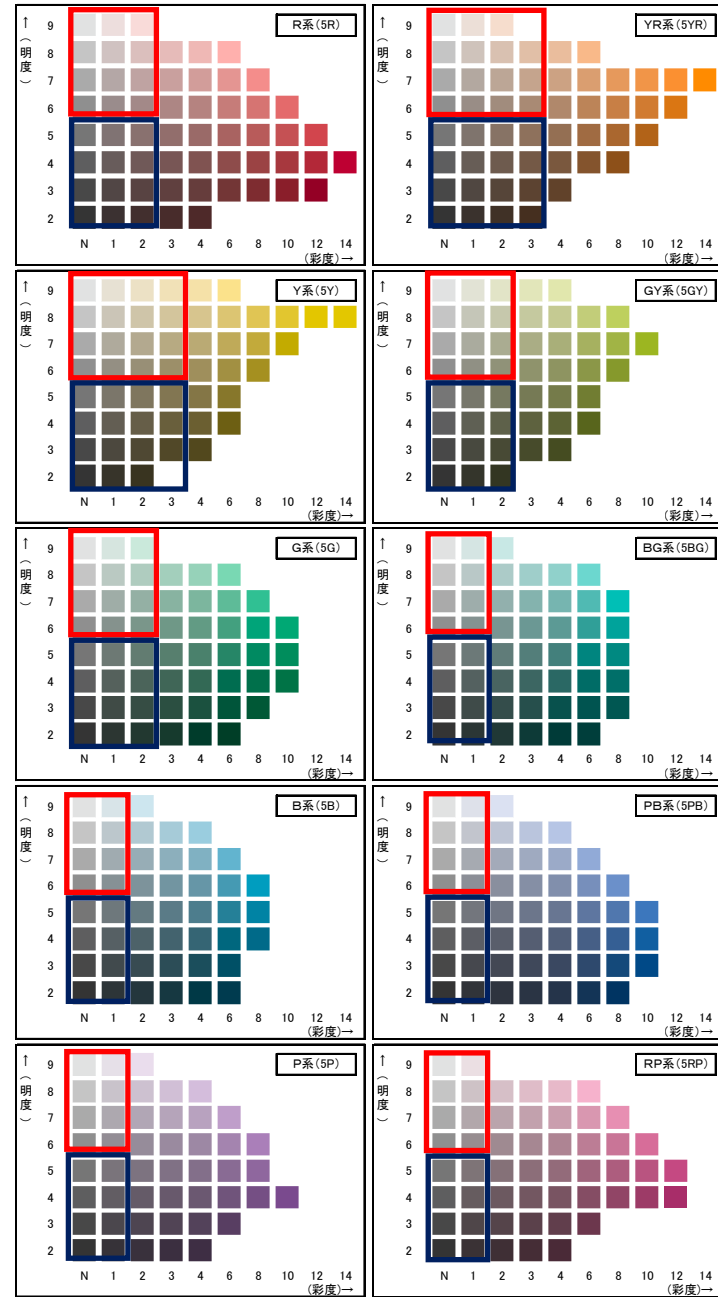
別表1 建築物の色彩基準(停車場ゾーン, 駅西口ゾーン)

区分	色相	明度	彩度
(屋根) 基調色	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	3以下
	GY (緑黄), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (紫青), P (紫), RP (赤紫)	—	2以下
(外壁) 基調色	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	6以上	3以下
	GY (緑黄), G (緑), BG (青緑), B (青), PB (紫青), P (紫), RP (赤紫)	6以上	2以下
(外壁) 準基調色	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	6以下
	GY (緑黄), G (緑)	—	4以下
	BG (青緑), B (青), PB (紫青), P (紫), RP (赤紫)	—	3以下



別表2 建築物の色彩基準(駅東口ゾーン)

区分	色相	明度	彩度
(屋根) 基調色	YR (黄赤), Y (黄)	5以下	3以下
	R (赤), GY (緑黄), G (緑)	5以下	2以下
	BG (青緑), B (青), PB (紫青), P (紫), RP (赤紫)	5以下	1以下
(外壁) 基調色	YR (黄赤), Y (黄)	6以上	3以下
	R (赤), GY (緑黄), G (緑)	6以上	2以下
	BG (青緑), B (青), PB (紫青), P (紫), RP (赤紫)	6以上	1以下



凡例
 基調色 (屋根) 基調色 (外壁)
 準基調色 (外壁)

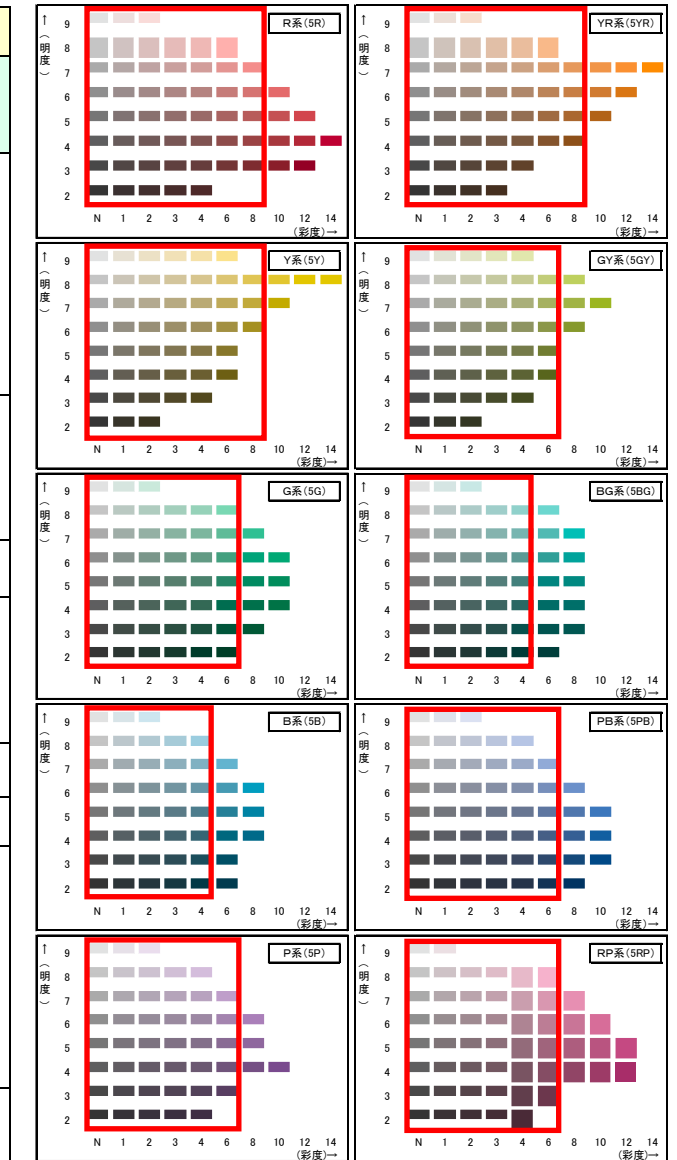
4 屋外広告物に関する行為の制限

表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5㎡を越える場合は、宇都宮市屋外広告物条例に基づき、以下の基準に沿った許可申請が必要になります。(掲出できるのは自家用広告物のみ)

項目	景観形成基準		
	停車場線ゾーン	駅西口ゾーン	駅東口ゾーン
共通基準	意匠(形態, 色彩等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物や周辺環境との調和のとれた意匠とする。 ○ 色彩は、地色に高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。(別表3) 	
	総表示面積	○ 1敷地内の表示面積の合計は20㎡以内とする。	—
	種別	○ 自家用広告物のみとする。	
種類別基準	その他	○ 広告物の照明は、派手な電飾等を控え、点滅照明や映像装置を使用しないものとする。	
	屋上広告物	○ 表示しない。	
	独立広告物	○ 表示面積は10㎡/面以内とする。	
	壁面広告物	○ 表示面積の合計は10㎡以内で、かつ、壁面積の3分の1以内とする。	○ 表示面積の合計は20㎡以内で、かつ、壁面積の3分の1以内とする。
		突出広告物(袖看板)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 突き出し幅は建築壁面より1m以下とする。 ○ 表示面積は、1.5㎡/面以内、3㎡/基以内とする。 ○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。
	上記の広告物	○ 上記に記載の無い項目については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。	
その他の広告物	○ 上記に記載の無い広告物については、宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。		

別表3 屋外広告物の色彩基準

	色相	明度	彩度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8以下
	GY (緑黄), G (緑), PB (紫青), P (紫), RP (赤紫)	—	6以下
	BG (青緑), B (青)	—	4以下



 地色の部分で使用できる色彩の範囲
 ※ ただし、地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではない。
 ※ 文字、社章等については、この限りではない。
 ※ 無彩色については、制限を設けない。

■ お問合せ先
 宇都宮市 都市整備部 景観みどり課 都市景観グループ
 TEL. 028-632-2568 FAX. 028-632-5421
 E-mail: u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp